

申請はお済みですか? 特急通勤補助制度「楽賃」

市では、東武鉄道を利用して東京都内に通勤する方を対象に、特急券購入費用の補助を行っています。申請手続き前に購入した特急券は補助対象外です。ご注意ください。手続きが済みでない方はお早めに。

申請期間 平成31年3月31日まで ※制度や申請方法等の詳細は問合先へ。 住宅課 21)2453

医療用ウィッグ購入費の助成を行っています

対象 市内在住の方で、抗がん剤治療に伴う脱毛により医療用ウィッグが必要な方(購入して1年以内のもの)が対象。 補助額 購入経費の9割または3万円のいずれか低い額(補助対象者1人につき、1回限り) 申込 申請用紙(健康増進課、各総合支所市民生活課、市ホームページに配置)に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて問合先へ。

- ・抗がん剤治療を受けていることを証明する書類(診療明細書など)
・ウィッグ購入の領収書
・本人確認ができる書類(運転免許証など) ※代理申請の場合、代理人の本人確認できる書類も必要。
・振込先口座が確認できる書類(通帳の写しなど)
問 健康増進課 21)23512

1年間で4トンの廃食用油を回収しました

昨年10月から始めた、家庭で使用されたてんぷら油などの回収について、今年9月までの1年間で3,971kgを回収しました。これは、本市の一般家庭から排出される廃食用油の約1.1%に当たります。

回収した廃食用油は、バイオディーゼル燃料や石鹸、化粧品等の原料としてリサイクルされ、循環型社会の形成に貢献しています。引き続き、回収にご協力をお願いします。

回収している油

家庭から出る使用済み天ぷら油や、賞味期限切れの古い食用油で植物性のもの回収方法 廃食用油をペットボトルの容器に入れ、必ずフタ(キャップ)を閉め回収場所に持参ください。未開封の食用油は、そのまま容器で回収します。

平成30年農業用免税軽油の申請

日程 左表のとおり

Table with 2 columns: 受付日, 対象地域. Rows include dates from 2月5日 to 2月22日 and locations like 栃木, 共同・受委託, 都賀・西方, etc.

場所 栃木県庁下都賀庁舎

第2福利厚生棟会議室(神田町)

受付時間 各日9時~11時30分、13時~16時 申請に必要なもの

- ・免税軽油使用者証
・印鑑
・免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書または領収書を添付、写しでも可)
・手数料 420円(※新規申請および使用者証更新の場合)

新規申請の方や、交付数量の見直しの方は、免税証の交付が後日になります。

※国税および地方税の差押え等の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

※期間中に申請できない方は、栃木県税事務所へお問い合わせ下さい。 栃木県税事務所 21)2144

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満で、厚生年金や共済組合の加入者またはその配偶者に扶養されている方を除き、すべての方は国民年金への加入手続きを行います。収入が無く、保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)、「納付猶予制度」

戦没者等のご遺族の皆さんへ 第十回特別弔慰金の請求はお済みですか?

平成27年よりお知らせをしている「第十回特別弔慰金」の請求期限は4月2日(月)までです。まだ請求していない方は、早めに手続きください。

支給対象となる要件 先の大戦で公務等のため亡くなられた軍人や軍属および準軍属のご遺族で、平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順位によりご遺族お一人に支給。

戦没者等のご遺族の皆さんへ 第十回特別弔慰金の請求はお済みですか?

平成27年よりお知らせをしている「第十回特別弔慰金」の請求期限は4月2日(月)までです。まだ請求していない方は、早めに手続きください。

支給対象となる要件 先の大戦で公務等のため亡くなられた軍人や軍属および準軍属のご遺族で、平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順位によりご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
②戦没者等の子
③戦没者の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹 ※戦没者等と生計関係を有していたか等の要件を満たしているかどうかにより

建物の新築・増築・取り壊しの際はご連絡を

固定資産税や都市計画税は、毎年1月1日を基準日(賦課期日)として、課税しています。平成29年中に建物を新築・増築・取壊(滅失)した場合、平成30年度から税額が変更になります。建物の不動産登記を変更していない場合や、登記していない建物に変更があった場合は、左記まで連絡ください。なお、登記してある建物の名義変更は、法務局への申請が必要で

昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼損した1月26日は、「文化財防火デー」です。文化財を火災や震災その他の災害から守るとともに、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。本市にも多くの文化財があります。大切な文化財を火災から守りましょう。

毎年1月26日は「文化財防火デー」

昭和三十二年に法隆寺金堂壁画が焼損した1月26日は、「文化財防火デー」です。文化財を火災や震災その他の災害から守るとともに、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。本市にも多くの文化財があります。大切な文化財を火災から守りましょう。

市消防本部予防課 21)22072

固定資産評価審査委員会委員を選任

市議会9月定例会で同意を得て、固定資産評価審査委員会委員に、青木利男氏(西方町本城)が選任されました。任期は、平成29年11月25日から平成32年11月24日までの3年間です。



青木利男氏

固定資産評価審査委員会は、6人の委員で構成され、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査を行います。

職員課 21)2351

償却資産の申告は1月31日(水)まで

市内に事業用の償却資産を所有されている方は、固定資産税の納税義務者となり、法令により申告しなければなりません。対象となる方は、平成30年1月1日現在の所有状況について期日までに申告書を提出してください。廃業等により対象となる資産がない場合もその旨申告をお願いいたします。

なお、対象者には12月上旬から書類を送付しております。お手元に届いていない場合は、問合先へ。

就学援助制度 「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給

平成30年度に小学校・中学校に入学予定のお子様がいる世帯で、経済的理由によりランドセル・制服など、入学前に必要なものの購入

にお困りの方を対象に、就学援助費の新入学児童生徒学用品費を入学前の3月に支給します。詳細は問合先へ。

ごみや油分を排水設備に流さないでください

家庭の台所やお店の厨房等から流れ込んだゴミや油分が原因となり、管内の配管や本管が詰まって、汚水が管内マスやマンホールから溢れだすことがあります。また、浄化槽の場合は、ゴミや油分が浄化槽に流れ込むことにより処理機能が低下したり、本体故障の原因となります。下水道の本管を詰まらせた場合は、詰まらせた方の責任で清掃等を行っていただくことがあります。

次のように工夫をして、ゴミや油分が排水設備や浄化槽に流れ込まないように注意しましょう。 ・トイレトーパー以外のゴミは流さない。 ・使用した調理器具・食器類は油分をふき取ってから洗う。 ・スプーン、汁物類は使わなくなった布等で濾してから流す。 ・揚げ物に使った油は廃食用油の回収に出すか、市販の凝固剤等で固めてゴミに出す。 ・お店等で油分を分離する装置がある場合は、装置の清掃をこまめに行う。

下水道業務課 21)2290

寒~い浴室、大丈夫ですか? 浴室暖房乾燥機で、ヒートショック対策を! お得な料金メニューで、さらに使いやすく! 私たちにお気軽にご相談下さい 栃木ガス株式会社 栃木市城内町2-2-23 TEL0282-22-2939

新年 人間国宝をはじめ、現在活躍する工芸家の作品を中心に展示しております。また、人気作家の個展も随時開催いたしております。(陶磁器、絵画、掛軸、竹工芸品をお買取いたします。) ぎやらりい ぜん株式会社 〒328-0037 栃木県栃木市優町7-15(銀座通り) TEL.0282-25-0017 FAX.0282-20-3217 OPEN:水~日/10:00~18:00 CLOSE:月・火 http://www.galleryzen.co.jp/

経営・会計・税務・国際税務のパートナー [資産継承・相続準備]のご相談を承っております (関東信越税理士会所属) 板倉公認会計士事務所 公認会計士・税理士 板倉 聡 税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司 司法書士 三輪 誠 税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康 〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp